

騒音規制法・振動規制法関係書類の押印の義務付けの廃止について（お知らせ）

令和3年8月27日から、下記の騒音規制法・振動規制法関係書類について、代替手段により本人確認ができた場合は押印を省略できることといたします。

また、押印を省略した書類については、電子メールでの申請も可能といたします。

記

1. 押印の義務付けを廃止する書類

- (1) 特定建設作業実施届出書
- (2) 特定施設設置届出書
- (3) 特定施設使用届出書
- (4) 特定施設の種類ごとの数変更届出書
- (5) 特定施設の種類及び能力ごとの数、特定施設の使用の方法変更届出書
- (6) 騒音の防止の方法変更届出書
- (7) 振動の防止の方法変更届出書
- (8) 氏名等変更届出書
- (9) 特定施設使用全廃届出書
- (10) 承継届書
- (11) 遅延理由書

2. 押印の省略に伴う代替手段の例

- (1) 法人の場合、登記書類や印鑑証明書等の確認書類のコピーや写真などの添付、又は所属、担当者名、連絡先を自署して提出
- (2) 本人確認書類のコピーなどで事前に本人であることが確認できているメールアドレスからの提出
- (3) 継続的な関係があり、所属が明らかである者のメールアドレスからの提出
- (4) 署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用など）
- (5) 個人の場合、マイナンバーカード、運転免許証、印鑑証明書等の確認書類のコピーや写真などの添付、又は自己の氏名を自署して提出

3. 留意事項

- (1) 押印の義務付けを廃止する書類について、押印されていても従来どおり取扱うこととします。押印を妨げるものではありません。
- (2) 押印の義務を廃止する書類について、本人確認のため、電話等で内容を確認する場合があります。

周南市環境政策課

電話：0834-22-8324

FAX：0834-22-8325

E-mail：kankyo@city.shunan.lg.jp